

年次レポート 2015

平成26年度実績報告

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers and
Packaging Recycling Association



CONTENTS

年次レポート2015
平成26年度実績報告

01 ごあいさつ

「年次レポート2015」の発行にあたって

02 協会概要

03 平成26年度・トピックス

03 「禁忌品」混入防止対策

05 PETボトル年2回入札の実施 合同会合への資料提供

06 平成26年度・再商品化実績

07 モノの流れ・お金の流れ

09 素材別の利用状況

11 特定事業者関連

12 市町村関連

13 再商品化事業者関連

14 平成26年度・主な取り組み

15 年間スケジュール

16 再商品化の実施

17 普及・啓発、情報収集・提供 内外関係機関との交流・協力

18 容り法の成果

ごあいさつ



公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

理事長 足立 直樹

特定事業者・市町村及び一部事務組合・再商品化事業者の皆さまをはじめ、ご関係の皆さま方には、平素より当協会が国の指定法人として行なっております“再商品化事業”に、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。各家庭から資源ごみとして出される使用済み容器包装のリサイクルが、より一層円滑かつ効率的に行なわれるよう、当協会として今後とも力を尽くして参りたいと存じます。

さて、容り法の本格施行から既に18年が経過し、現在、国の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、容り制度見直しの論議が進められております。これまで一般廃棄物最終処分場の延命化や、排出総量の削減、事業者における容器包装の軽量化の推進など、様々な成果が挙げられて参りました。今後は、容器包装リサイクル制度の次のステージとして、各ステークホルダーの連携・協働のもとに、より一層の再商品化の品質の向上と効率化に繋がる仕組みづくりが期待されます。当協会としても、その方向性に資する調査・研究、データ提供等を進めて参りたいと存じます。

さらに公益財団法人である当協会では、ガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底を通じて、再商品化に係わるすべての皆さまから、信頼され支持される組織運営及び事業展開に努めると共に、事業活動の透明性を高めるために、積極的な情報開示を行なって参ります。

ご関係の皆さまには、今後とも、当協会事業に対する一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

「年次レポート2015」の発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会（以下、容り協）および事業活動について各主体の皆さまにご理解いただくために、このたび初めての「年次レポート」を発行しました。皆さまとの相互協力関係がさらに深まり、再商品化事業の進展に繋がることを目的に、毎年、年次レポートを作成し、実績データや再商品化事業への取り組みなどをわかりやすい表現で情報開示することに努めます。

本レポートでは、対象年度の取り組みの中から特徴的な活動を“トピックス”で紹介、“再商品化実績”は最新の実績数値に加えて経年数値を併記し報告します。また、“主な取り組み”においては、定例的な業務や対象年度に実施した活動を取り上げる構成になっています。

この「年次レポート2015」は、容り協ホームページ (<http://www.jcpra.or.jp>) でもご覧いただけます。より詳しい情報についても掲載しておりますので、どうぞご活用ください。

●対象期間

平成26年度（26年4月1日～27年3月31日）
一部対象期間前後の活動についても報告しています。

●発行日

平成27年8月（次回の発行予定は28年8月）

●本レポートに関するお問合せ先

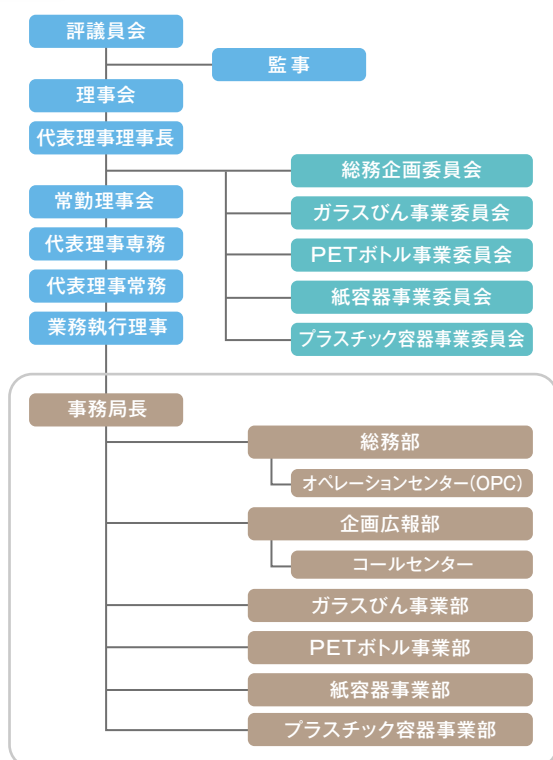
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
企画広報部 Tel:03-5532-8610
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル2階

協会概要

目的

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行い、併せて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発並びに情報の収集及び提供等を行うことにより、我が国における生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

組織図



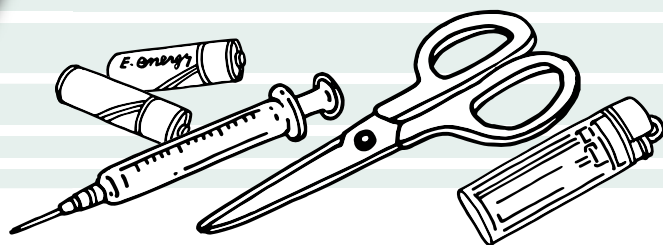
* すべての役員は、民間企業・団体出身者で構成されています。
* 事業は特定事業者などからの委託料収入で実施されており、国からの委託費や補助金はありません。



[常勤理事(業務執行理事)]
前列左から、代表理事専務・事務局長 土橋和則、代表理事専務 小山博敬、プラスチック容器事業部長 公文正人
後列左から、総務部長 高松和夫、PETボトル事業部長 橋本賢二郎、ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長 鈴木隆、企画広報部長 木野正則

沿革

平成7 (1995) 年度	容器包装リサイクル法(以下、容リ法)公布
平成8 (1996) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省:環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人設立許可を取得 財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、容リ協)設立 主務4省から指定法人としての指定を受ける
平成9 (1997) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を特定事業者としてガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始 <p>容リ法、本格施行</p>
平成12 (2000) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を特定事業者として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始 <p>容リ法、完全施行</p>
平成18 (2006) 年度	<ul style="list-style-type: none"> PETボトル、有償入札へ(有償分は市町村へ抛出) <p>改正「容リ法」公布</p>
平成20 (2008) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「委託料金事業者別リスト(公表同意事業者のみ)」をホームページで公表 平成21年度以降紙製容器包装の有償入札を認める <p>改正「容リ法」、完全施行</p>
平成21 (2009) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 市町村への資金抛出を実施(以降、毎年実施) プラスチック製容器包装、「材料リサイクル優先」において優先落札量を市町村申込量の50%とし、総合的評価制度を導入
平成22 (2010) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「公益財団法人」として新たにスタート
平成23 (2011) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災への緊急対応として、市町村、特定事業者、再商品化事業者への弾力的対応を実施
平成24 (2012) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 樹脂相場的大幅な変動に伴いPETボトル再商品化事業者再選定の実施
平成26 (2014) 年度	<ul style="list-style-type: none"> PETボトル、年2回入札の正式実施



「禁忌品」混入防止対策を強化し、26年度は情報発信に努めました



プラスチック容器事業部
清水 健太郎

平成26年度・トピックス 「禁忌品」混入防止対策

品質調査

容リ協では以前より、分別基準適合物内の禁忌品混入防止に向けた様々な取り組みを実施しています。そのひとつがベール品質調査です。ベールとは、家庭から排出された容器包装を市町村が保管引渡用に俵型(=ベール)へと圧縮したものです。プラスチック製容器包装



では、容リ協の委託する約20名のスタッフが平成14年から全国の保管施設を訪れ、ベール内における異物の混入状況などを毎年度

調査するとともに、容リ協職員もその現場に同行して調査状況を確認。カミソリやガラス・陶器片、電池やライターといった危険物、注射器をはじめとする医療系廃棄物などの禁忌品が混入していた場合は、その市町村に対して随時連絡し、改善を求めています。

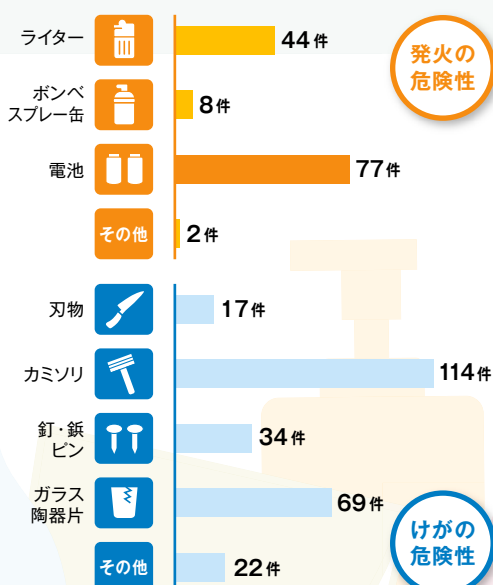
ベール品質調査には、市町村の廃棄物処理の担当者や保管施設のスタッフに立会いをお願いしており、立会比率は全体の約6割にのぼります。容リ協ではその機会を利用し、市町村に対して禁忌品混入の現状や改善策などについてのアンケート調査を実施。混入の防止に効果を挙げている優れた取り組みに関しては、他の市町村に紹介することで情報の共有化に努めています。

26年度の調査結果

ベール品質調査では、「容器包装比率」、「破袋度評価」、「禁忌品の有無評価」という3項目で調査を実施しています。ベール内の「容器包装比率」や、収集袋が破かれていないと異物混入の発見がむずかしいとされる「破袋度評価」に関しては年々改善がみられ、全国734の保管施設で行なった平成26年度の品質調査では、Aランク評価を受けた市町村が容器包装比率で95.8%、破袋度は88.9%でした。

しかし、「禁忌品の有無評価」については、混入していた市町村の割合が37.8%と、改善はあまり進んでいません。むしろ、直近の3年間では徐々に悪化する傾向を示しています。禁忌品の内容は、医療系廃棄物では注射器、危険物ではカミソリの混入が最も多く確認されました。また、危険物の中でも2割を占める電池類は発火の危険があり、なかでも発火性の高い充電電池による“ぼや騒ぎ”も発生しています。

混入した危険物の内訳



出前講座の開催

禁忌品の混入を減らすために、市町村は磁力選別機を導入したり分別ラインのベルトコンベアの速度を緩めるなど対応していますが、それにも限界があります。そこで容リ協では、平成20年度より希望する市町村に容リ協職員が出向き、市町村担当者や中間処理施設のスタッフに正しい分別基準などを直接お話する勉強会“出前講座”を実施しています。22～26年度の5年間で96回開催し、約2,400名が参加しました。ペール品質の改善を目的としたこの出前講座でも、禁忌品混入防止を大きなテーマとして扱ってきました。禁忌品の内容や、市民への啓発活動の成功事例などを紹介。その混入防止に向けた情報発信に取り組んできました。



DVD「ビデオ出前講座」

出前講座のノウハウを集約し、DVDとして映像化したのが平成24年制作の「ビデオ出前講座」です。全国の市町村に配布した本DVDは、市町村担当者向け「ペール品質とは?」、消費者向け「分別排出のポイント」の2部構成で、関係者の教材として活用されるのみならず、住民への説明会や施設見学の参加者向けにも活用されています。また、当協会ホームページに動画を掲載するとともに、YouTubeでの閲覧もできます。禁忌品の混入対策についても言及しており、容リ協発信の啓発ツールとしてより多くの皆さんが学べる機会を提供しています。



情報発信の強化

平成27年1月、危険物、医療系廃棄物の混入防止を呼びかける記事を当協会ホームページに掲載しました。市町村、消費者それぞれに対し、禁忌品混入の現状について情報発信するとともに、発火の可能性がある「小型充電電池」については最寄りの回収協力店に持参すること、在宅医療で出た使用済みの注射器などは、かかりつけの病院や薬局などに返却するよう消費者にお願いしました。

さらに、禁忌品の混入に特化したDVDも現在新たに制作中です。こちらのDVDは、市民向けを意識して制作していますので、市町村の担当者の皆さまには市民向け説明会や小学校の環境学習などの機会にぜひ活用いただければと思います。9月頃完成予定ですので、乞うご期待! 出来上がり次第、全国の市町村へ配布するとともに、協会ホームページなどでお知らせいたします。



平成26年度・トピックス PETボトル年2回入札の実施

平成24年度後半、バージンPET樹脂の大幅な価格下落に伴い、再生PET樹脂の販売が低迷する状況となり、再生処理事業者から容り協へ再商品化業務の辞退の申し入れがありました。容り協は、市町村からの引取継続を最優先に考え、緊急避難的措置として再生処理事業者の再選定を行ないました。また、25年度入札においても相場変動が激しいPETボトルは、暫定的に年2回入札として対応することにしました。

それらの事態を受けて、容り協は25年2月に学識経験者や経済専門家などの有識者と関係団体をメンバーとする「PETボトル入札制度検討会」を立ち上げ、議論が重ねられました。検討会による「年2回入札方式が最も適している」との答申を受け、理事会において26年度以降の「年2回入札」を決定。26年度より、正式にPETボトル年2回入札がスタートしました。半年単位での相場変動を視野に入れた入札の仕組みが導入され、順調に推移しています。



年2回入札に伴い、相場変動を見据えた入札に繋がっていると思います



PETボトル事業部長
橋本 賢二郎

平成26年度・トピックス 容器包装リサイクル法に関する合同会合への資料提供

平成25年9月に始まった合同会合（経済産業省・環境省）は、26年度に入って第10回～第14回の計5回開催されました。容り協はオブザーバーとして出席するほか、再商品化実績データなどの資料提供を行なっています。

容器包装リサイクル法に関する合同会合

（産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会）

平成25年度

第1回	25年 9月19日	経済産業省・環境省から法の施行状況総括、報告(3R推進団体連絡会)
第2回	10月15日	ヒヤリング(容り協、NPO団体)
第3回	10月29日	ヒヤリング(市町村関連)
第4回	11月19日	ヒヤリング(リサイクル関連団体)
第5回	12月5日	ヒヤリング(リサイクル関連団体、特定事業者業界団体)
第6回	12月19日	ヒヤリング(特定事業者業界団体、再商品化事業者団体)
第7回	26年 2月18日	ヒヤリング内容の項目別集約整理に関する意見交換
第8回	3月3日	検討対象項目と優先順位に関する意見交換
第9回	3月25日	主な論点と検討にあたっての視点に関する意見交換

平成26年度

第10回	26年 4月30日	リデュースの推進、リユースの推進
第11回	5月28日	市町村と特定事業者の役割分担・費用分担、合理化拠出金のあり方、店頭回収など活用による収集ルートが多様化、分別排出
第12回	6月25日	プラスチック製容器包装の再商品化のあり方、再生材の需要拡大
第13回	7月23日	PETボトルの循環利用のあり方、指定法人のあり方
<パブリックコメント募集 7月31日～8月31日>		
第14回	9月24日	パブリックコメント集約報告、リデュースの推進、リユースの推進



平成26年度

再商品化実績

特定事業者



容リ協は、

78,430社の

特定事業者（容器・包装を使ったり、
容器をつくる企業）などから、

リサイクル（再商品化）を受託し、

381億円を受け取りました。

市町村



1,553市町村の

1,640保管施設から

容器包装の分別基準適合物

123万トンを引き取りました。

再商品化事業者



それらのリサイクルを

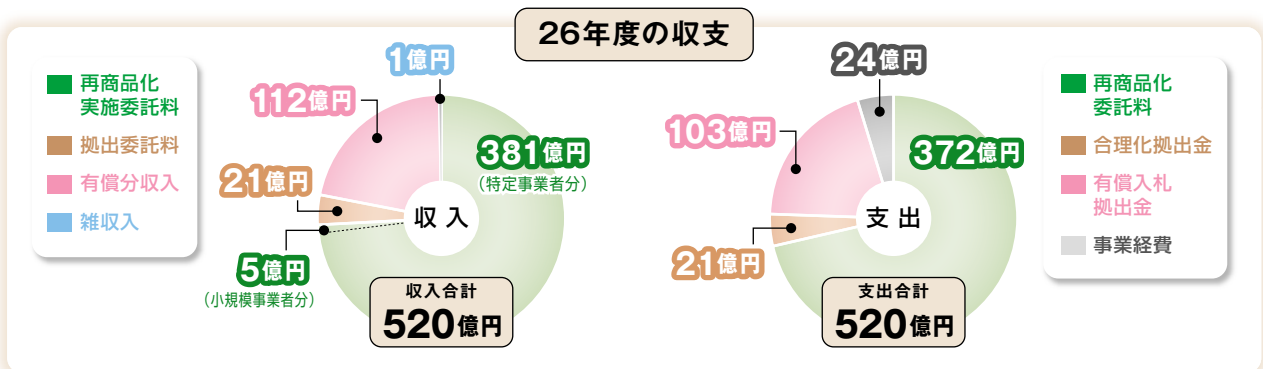
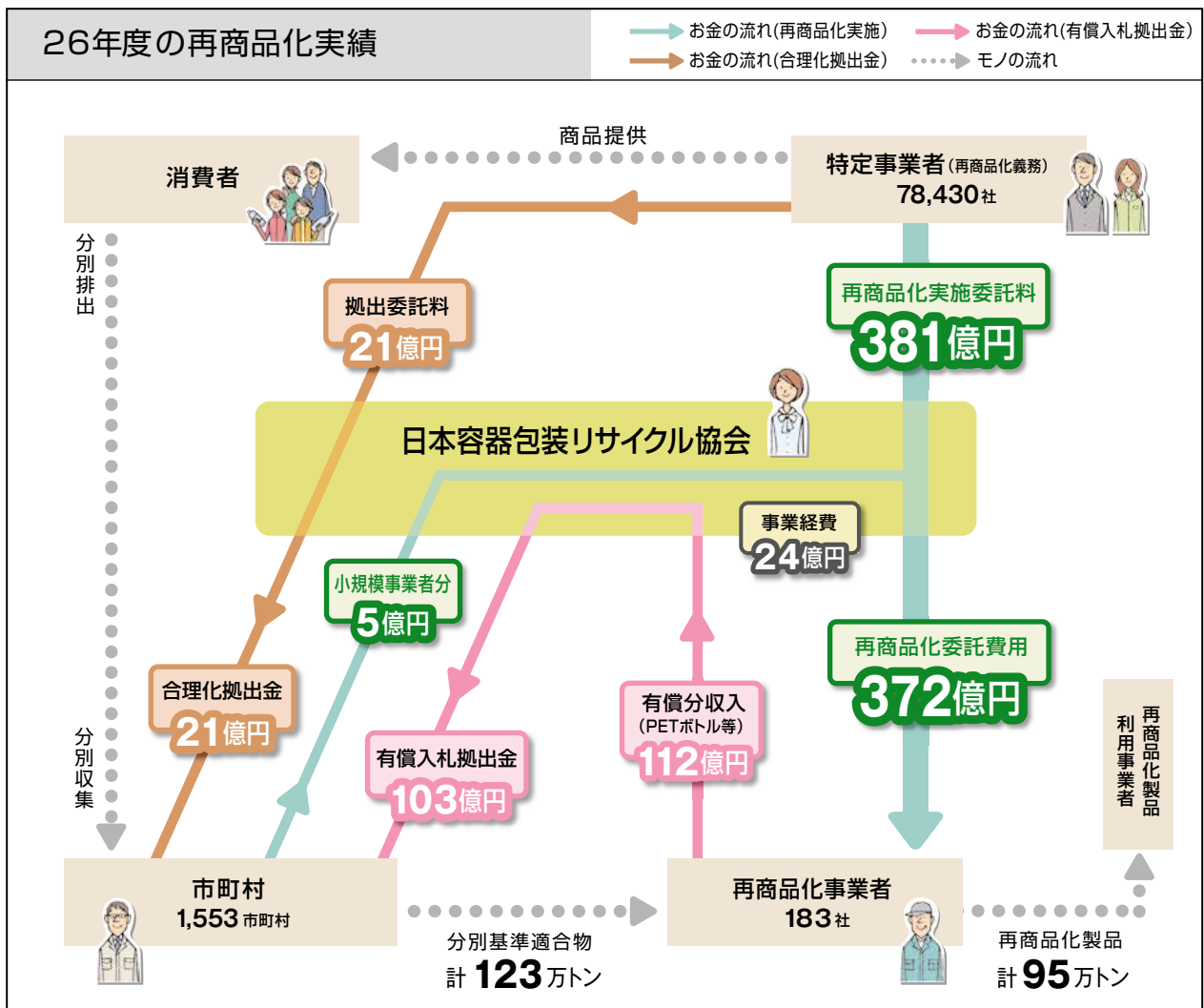
再商品化事業者 **183**社
に委託し、

372億円を支払いました。

26年度の事業を振り返って

日本容器包装リサイクル協会の役割は、家庭ごみとして排出されるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を対象としたリサイクルを実施するための運営業務です。そのためにかかる費用は、容器包

装リサイクル法に基づいてリサイクルの義務を負っている特定事業者から、再商品化実施委託料としてお預かりしたお金でまかなわれています。26年度の協会事業を振り返り、その実績と収支をご報告します。



詳細は、当協会ホームページをご覧ください。
(<http://www.jcpra.or.jp/>)

数値については、四捨五入しています。合計と内訳は合わない場合があります。

全国1,553市町村から、 123万トンを引き取る



モノの流れ…▶ 市町村 から
再商品化事業者

26年度は、1,553市町村から分別基準適合物が容リ協へ引き渡されました。これは、全国1,742市町村(26年4月1日現在、東京23区を含む)の89.2%(25年度88.7%)に当たります。容リ協が市町村から引き取った分別基準適合物の総量は、4つの素材を合わせて計123万トン(25年度124万トン)に及びました。

183社の再商品化事業者により、 再商品化製品が95万トン



モノの流れ…▶ 再商品化事業者 から
再商品化製品利用事業者

実際のリサイクル業務を委託する再商品化事業者に関しては、容リ協は市町村の保管施設ごとに電子入札を実施し、4素材それぞれに選定しています。26年度は、183社(25年度199社)の再商品化事業者にリサイクル業務を委託しました。再商品化製品量は、4つの素材を合わせて計95万トン(25年度96万トン)となりました。

再商品化
委託費用

372億円

再商品化事業者に支払ったリサイクル費用は372億円

お金の流れ → 再商品化実施

26年度は、計78,430社(25年度76,571社)の特定事業者から381億円(25年度393億円)を受け取り、これに、市町村が負担する小規模事業者分の5億円(25年度4億円)を加えた386億円(25年度397億円)

が、26年度の再商品化実施委託料収入の合計です。容リ協はリサイクル費用(再商品化委託費用)として372億円(25年度381億円)を再商品化事業者に支払いました。

有償入札拠出金

103億円

PETボトル等の市町村への有償入札拠出金は103億円

お金の流れ → 有償分拠出金

26年度中の使用済みPETボトル等の有償入札に伴う収入は112億円(25年度74億円)となり、容リ協から市町村への有償拠出は1,162市町村等(25年度

785市町村等)を対象に103億円(25年度69億円)でした。この差は消費税相当分を差し引いたことなどによるものです。

合理化拠出金

21億円

市町村に支払われた合理化拠出金は21億円

お金の流れ → 合理化拠出金

20年度から施行された改正容リ法に基づく「資金拠出制度」は、再商品化の合理化・効率化の成果を、事業者と市町村が分け合うという仕組みです。26年

9月、25年度分の合理化拠出金として1,444市町村等を対象に計21億円(24年度分は19億円)が支払われました。

事業経費

24億円

事業経費は、支出合計の4.6%

容リ協の事業経費

容リ協がリサイクル事業を運営するためにかかった26年度経費は、24億円。これは支出合計の4.6%に当たります。主な内訳としては、租税公課(5億円)、

コンピュータ処理費用(4億円)、再商品化事業者の設備などの調査費用(4億円)、人件費(3億円)などです。

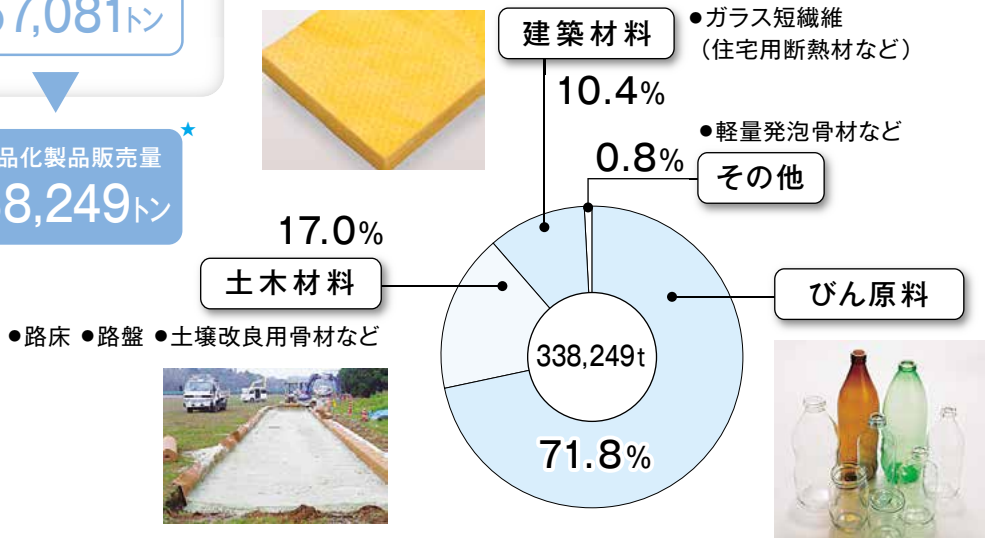
26年度引取分のリサイクル(再商品化)製品の利用状況

ガラスびん

市町村からの引取量は約35.7万トンで前年並みとなりました。再商品化製品では、全体の約72% (ガラスびん業界全体では約84%)がびん原料となっています。その他の用途では、建築用断熱材などに利用されるガラス短繊維の需要が伸びています。

協会の引取実績量
357,081トン

再商品化製品販売量
338,249トン

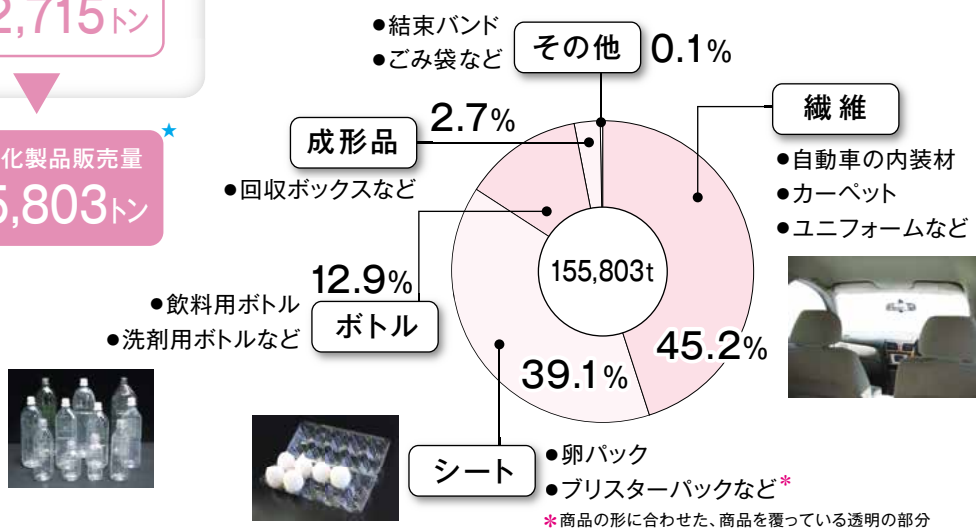


PETボトル

市町村からの引取量は約19.3万トンと、冷夏などの影響を受け前年を下回る結果となりました。再商品化製品は主に繊維とシートですが、新たな用途として物理的手法による飲料用のPETボトルへの再生が、本格的に採用され始めました。

協会の引取実績量
192,715トン

再商品化製品販売量
155,803トン



*商品の形に合わせた、商品を覆っている透明の部分

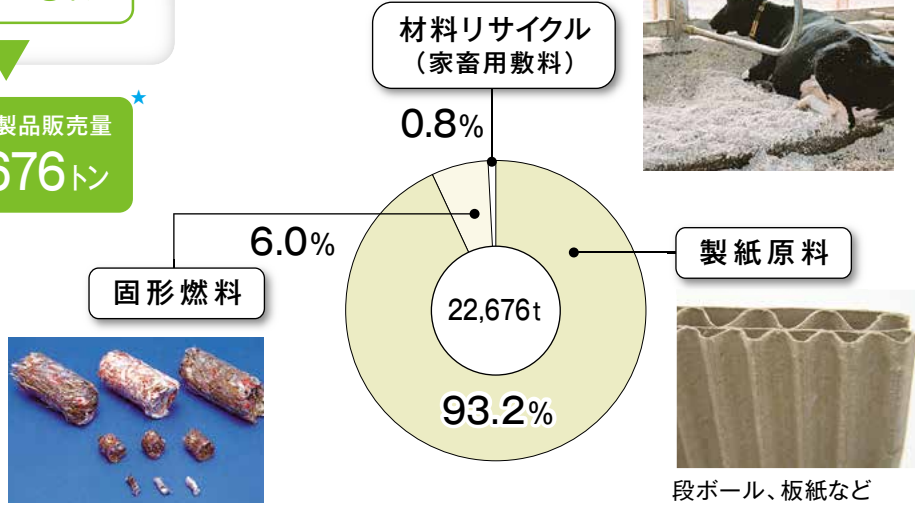
★ 26年度に引き取ったものについて、27年6月末までに再商品化したものの実績値

紙製 容器包装

市町村からの引取量は約2.3万トンで前年を6%下回りました。
再商品製品は全体の約93%が製紙原料であり、
品質の高さが認められ高い需要に繋がっています。

協会の引取実績量
23,278トン

再商品化製品販売量
22,676トン

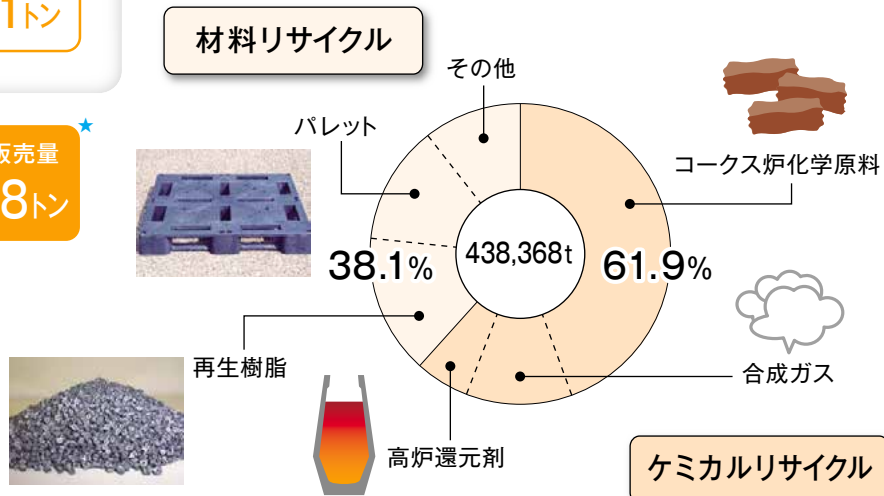


プラスチック製 容器包装

市町村からの引取量は約65.4万トンで前年より5千トン減少しました。
再商品化製品では、パレットや再生樹脂などの材料リサイクル製品が
全体の約38%、コークス炉化学原料や合成ガスを中心とした
ケミカルリサイクルが約62%でした。

協会の引取実績量
653,511トン

再商品化製品販売量
438,368トン



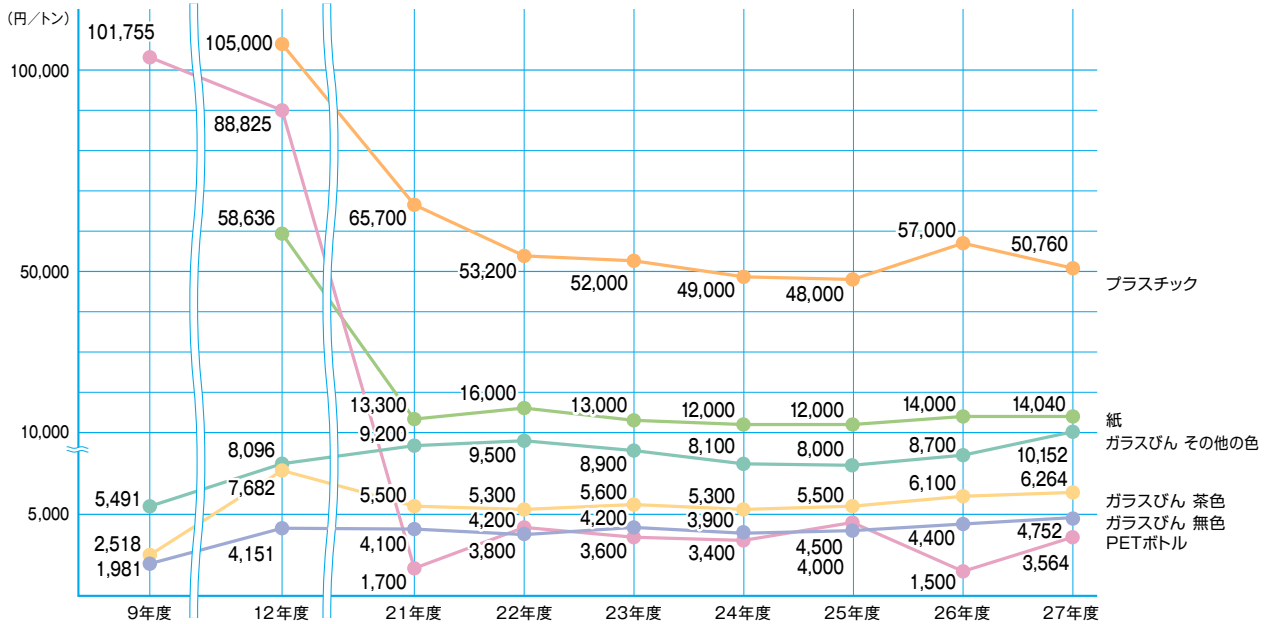
* 白色トレイを除く

平成26年度・再商品化実績 特定事業者関連

再商品化実施委託単価

特定事業者 ▶ 容リ協

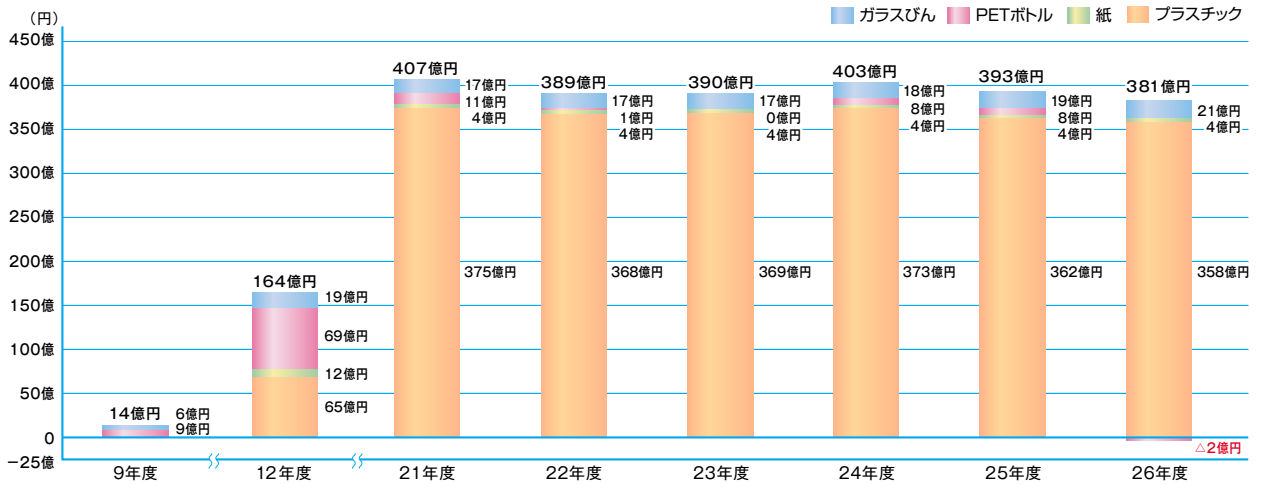
● ガラスびん 無色 ● ガラスびん 茶色 ● ガラスびん その他の色
● PETボトル ● 紙 ● プラスチック



*25年度以前は消費税5%込み、26年度以降は8%込みの単価です。

再商品化実施委託料

特定事業者 ▶ 容リ協



*26年度PETボトルは、主に次年度支出の有償収入に係る消費税期末調整のため、マイナスになっています。

特定事業者申込社数

特定事業者 ▶ 容リ協

(単位: 社)

	12年度	24年度	25年度	26年度
ガラスびん	3,803	3,334	3,287	3,235
(無色)	(3,208)	(2,861)	(2,815)	(2,788)
(茶色)	(1,722)	(1,437)	(1,426)	(1,377)
(その他の色)	(1,548)	(1,163)	(1,170)	(1,144)
PETボトル	962	1,306	1,303	1,292
紙	41,206	56,648	59,330	60,598
プラスチック	56,944	72,306	74,914	76,388
総数	59,449	74,371	76,571	78,430

抛出委託単価/抛出委託料

26年支払い

特定事業者 ▶ 容リ協

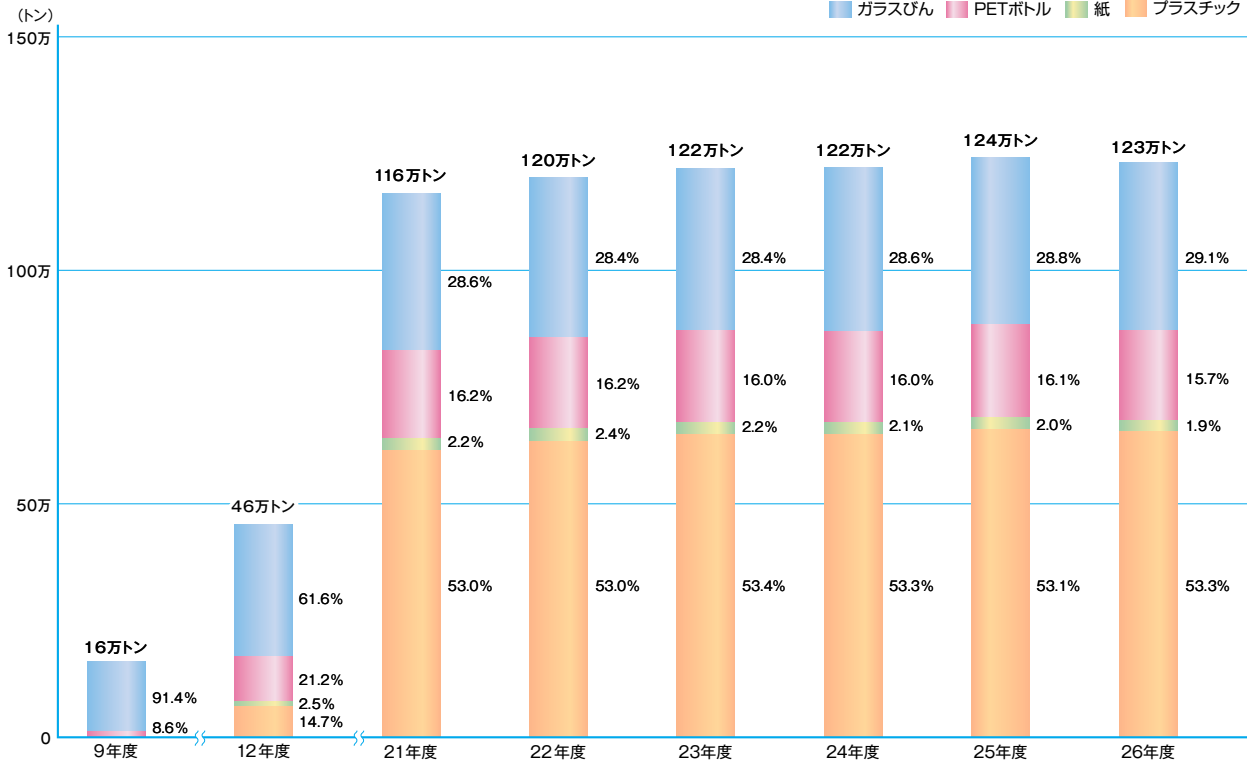
(単位: 円/トン)

抛出委託単価	25年度分	抛出委託料	25年度分(26年支払い)
ガラスびん(無色)	0	ガラスびん(無色)	0
ガラスびん(茶色)	0	ガラスびん(茶色)	0
ガラスびん(その他の色)	0	ガラスびん(その他の色)	2,723,669
PETボトル	400	PETボトル	0
紙	100	紙	6,834,130
プラスチック	1,900	プラスチック	2,117,359,226
		合計	2,126,917,025

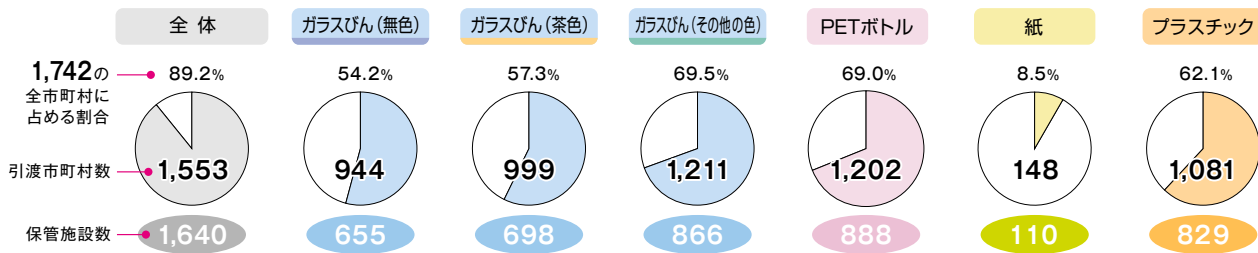
*消費税8%込みの単価です

平成26年度・再商品化実績 市町村関連

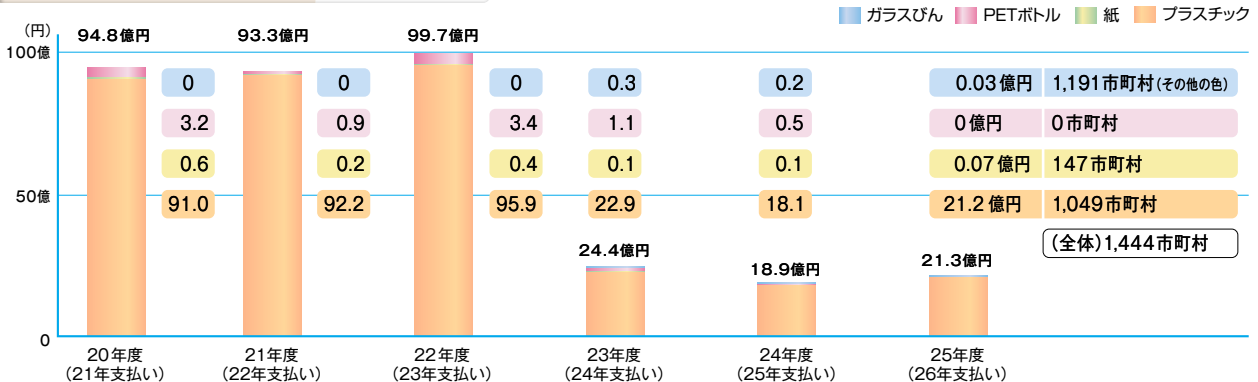
市町村からの引渡量 市町村 ▶ 容リ協

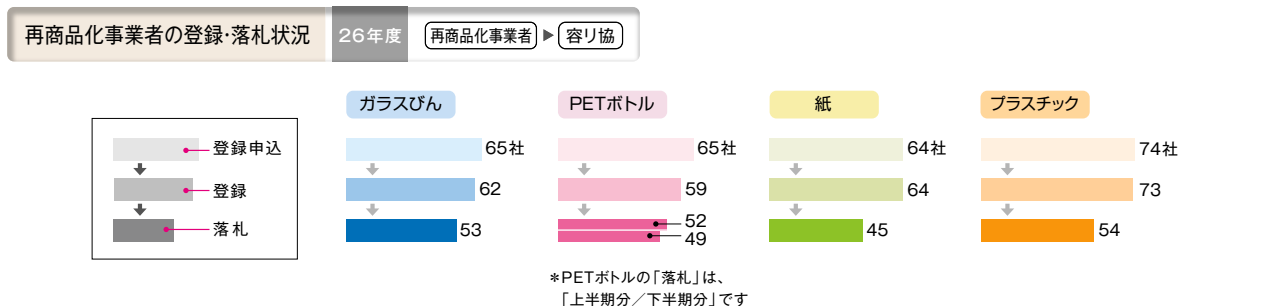
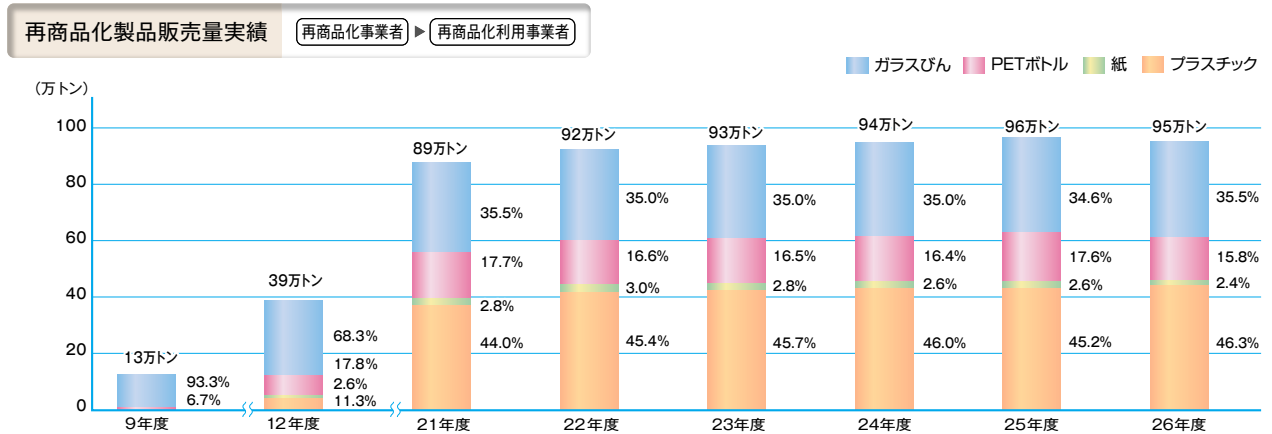
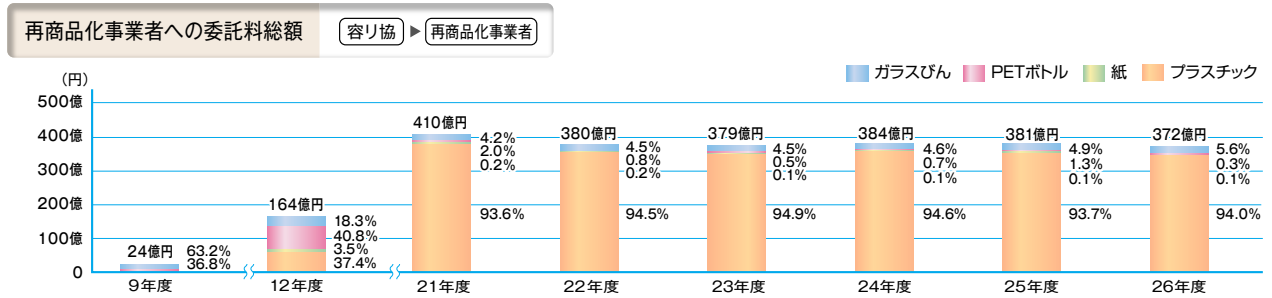
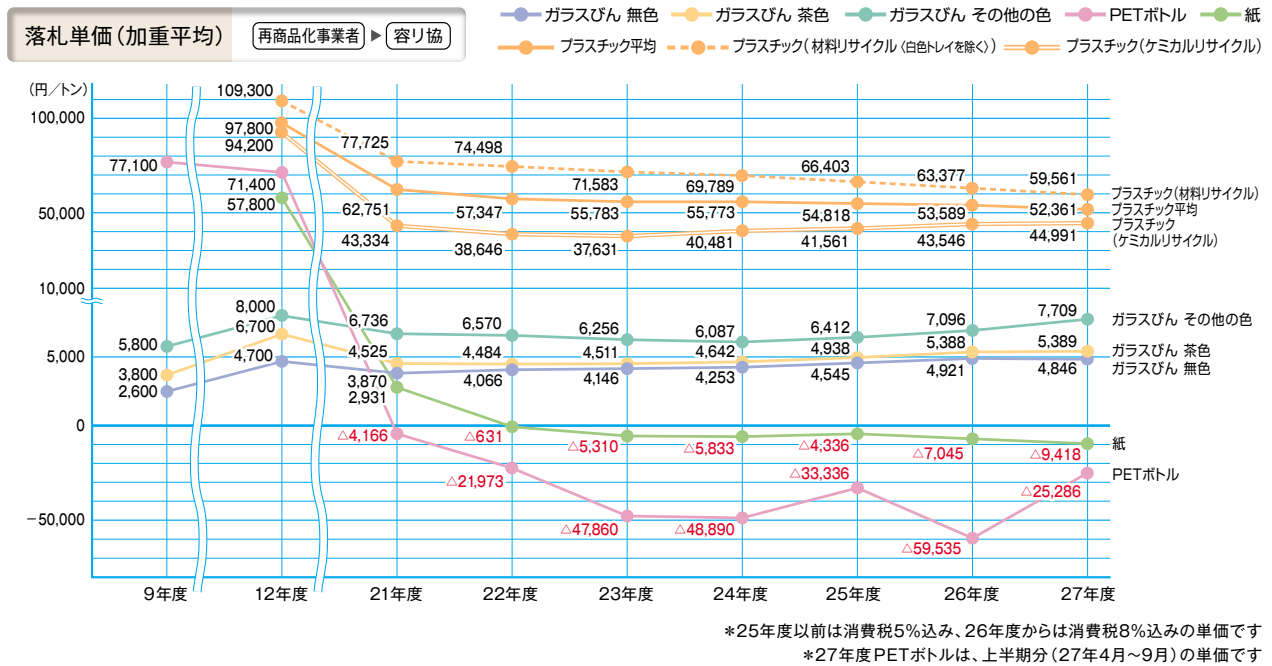


引渡市町村数／保管施設数 26年度 市町村 ▶ 容リ協



合理化拠出金／受取市町村数 容リ協 ▶ 市町村





平成26年度

主な取り組み



年間スケジュール

- 27年度に向けた再商品化事業の業務の流れ

再商品化の実施

- 再商品化事業者管理の徹底
- リスク管理体制の維持強化

普及・啓発、情報収集・提供

- 特定事業者向け説明会の実施

内外関係機関との交流・協力

- 情報連絡会議の開催
- 海外の関係機関との交流



〈27年度に向けた再商品化事業の業務の流れ〉

	国	協会の取り組み		
		市町村 を対象に	再商品化事業者 を対象に	特定事業者 を対象に
26年 6月	<p>容器包装廃棄物分類調査 (25年9月~26年2月: 環境省調査)</p> <p>容器包装利用・ 製造等排出実態調査 (6月10日~7月15日: 主務5省調査)</p>			<p>各種調査</p> <p>各種説明会</p> <p>審査・選定業務</p> <p>通知・公開等</p>
7月		<p>分別基準適合物 引渡量調査 (6月20日~7月18日)</p> <p>調査票集計業務 (7月19日~8月21日)</p>	<p>再生処理事業者 登録に関する官報公示 (7月1日)</p> <p>登録説明会 (7月10日・11日)</p> <p>登録申請書類提出締切 (7月31日)</p>	
8月				
9月				
10月	<p>平成27年度再商品化 義務量算定に係る量・比率の審議 (10月22日~29日書面審査)</p>	<p>市町村引渡申込み (10月22日~11月20日)</p>	<p>登録審査業務 (8月1日~11月4日)</p>	<p>平成27年度再商品化義務量 算定係数の算出 (10月)</p> <p>理事会での平成27年度 再商品化実施委託単価及び 平成26年度拠出委託単価の決定 (10月21日)</p>
11月	<p>パブリックコメント募集 (10月31日~11月30日)</p>	<p>市町村担当者説明会 (11月6日~12日)</p>	<p>登録審査結果通知 (11月14日)</p>	<p>商工会議所・商工会共催の 特定事業者制度説明会実施 (11月10日~1月23日)</p>
12月	<p>上記の量・比率の確定 (12月1日)</p>		<p>登録事業者向け入札説明会 (12月17日・18日)</p> <p>入札 (12月22日~1月23日)</p>	<p>平成27年度 再商品化委託申込官報告示 (12月8日)</p> <p>再商品化委託申込み (12月8日~2月6日)</p>
27年 1月		<p>入札条件リストの開示 (12月22日)</p>	<p>入札選定業務 (1月26日~2月16日)</p>	
2月		<p>入札選定結果通知 (2月18日)</p>	<p>入札選定結果通知 (2月18日)</p>	
3月	<p>上記の量・比率に係る 施行規則告示 (3月31日)</p>	<p>引渡契約・覚書締結 (3月31日)</p>	<p>再商品化事業者説明会 (3月17日~19日)</p> <p>再商品化契約締結 (3月31日)</p>	<p>再商品化委託申込み締切 (3月31日)</p>

再商品化事業者管理の徹底

再商品化事業者へ支払う「再商品化委託料」に関しては、容り協は再商品化事業者から報告される「月報」、再商品化製品利用事業者からの「販売帳票(受領書)」および「販売実績情報」との照合を行なったうえで、毎月、支払い手続きをしています。

再商品化業務の適正化推進の徹底を図るため、平成26年度も再商品化事業者を訪問しての厳格な現地検査を継続しました。「月報」と日々の社内帳票との照合、再商品化設備や許認可の遵守状

況について登録申請書類との整合性も確認しています。改善すべき事項が確認された場合は、改善計画の提出と改善報告を求めています。

またプラスチック製容器包装の場合、再商品化製品の品質を調べるためのサンプリングを行ない、品質基準が守られているかどうかの確認も実施しています。



現地検査の様子

月報(プラスチック製容器包装)

月報(プラスチック製容器包装)

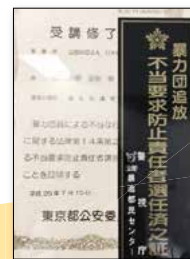
リスク管理体制の維持強化

「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事案が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催し、弁護士など専門家との緊密な連携の下で迅速に対応することとしています。

平成26年4月、容り協の顧問弁護士を講師に、「危機管理セミナー」として“反社会的勢力に対する対応の基本”をテーマとする研修を開催し、事務局全員が受講しました。これは都道府県の“暴力団排除条例”を受けたもので、暴力団など反社会的勢力の現状、関係法令の状況、対応状況など細部にわたる指導がありました。なお、所轄警察署が開催する講習会に事務局から2名が受講し「不当要求防止責任者」として認定されるなど、

体制づくりを行ないました。

また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターより、「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」の提出を委託業務先企業に求めることを強く推奨、指導されました。26年度からは、再商品化事業者に確約書の提出を義務づけています。また特定事業者と市町村には容り協から誓約を提示しています。



特定事業者向け説明会の実施

容器包装リサイクル制度の普及・啓発を目的に、特定事業者などに向けた容リ制度説明会の開催や関係機関が開催する説明会への講師派遣など行なっています。

平成26年度に開催した特定事業者向け説明会・個別相談会は、26年11月～27年1月にかけて全国20都市・21回にわたりました。容器包装リサイクル制度の基礎知識をはじめ、リサイクル義務を果たすための事務手続きなどについて説明が行なわれ、全国で1,125名が熱心に耳を傾けました。また、説明会終了後に設けられた希望者を対象とした個別相談会には121名が参加され、当協会担当者が一人ひとりに対応しました。



情報連絡会議の開催

主務5省および清掃事業において市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議が出席する「情報連絡会議」を月に1回ペースで開催しています。平成26年度は計10回開かれ、再商

品化実施状況の情報共有や容リ協の取り組みなどについて、当協会常勤理事との間で情報交換・協議などが行なわれました。

海外の関係機関との交流

平成26年10月7日、韓国の容器包装リサイクルに関する民間団体である韓国包装材再活用事業共済組合および韓国循環資源流通支援センターの研修団8名を迎え、「EPR制度改善及び再活用現況に関するセミナー」を当協会大会議室で開催しました。日本側からは、リサイクル関係団体が対応し、容リ協は事務局を務めました。

さらに11月26日には当協会大会議室において、「中国都市廃棄物循環利用促進プロジェクト向け

セミナー」を開催しました。このセミナーはJICA（国際協力機構）からの要請によるもので、中国側からは廃棄物資源循環担当の政府関係者や研究者など19名、日本側は容リ協事務局のほか設立に関わった協会OBを含めた計7名が参加しました。日本の容器包装リサイクル制度や素材別の状況、容リ協の役割や設立時の取り組みなどについて説明し、意見の交換を行ないました。

韓国視察団とのセミナー

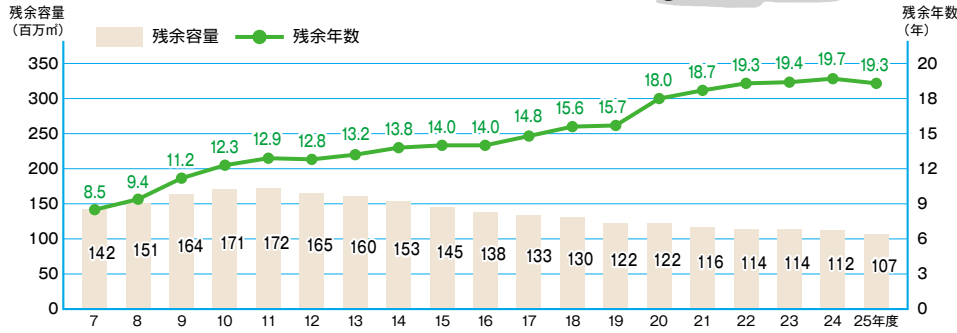


中国視察団の皆さんと

容り法の成果

一般廃棄物最終処分場の

残余容量・残余年数の推移



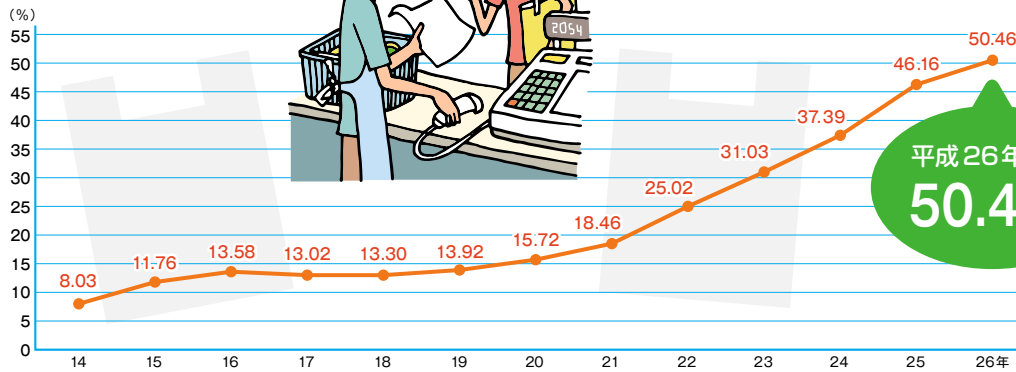
平成7年
残余年数
8.5年

平成25年
残余年数
19.3年

※平成17年度に修正された残余容量のうち、増量分(7,737m³)を平成16年度以前のデータに上乘せし算出したため、平成16年度発表数値と異なる。
出展：環境省廃棄物処理情報「日本の廃棄物処理」

レジ袋の

辞退率の推移



平成26年3月
50.46%

出展：日本チェーンストア協会

リデュース

平成16年度 ▶ 平成25年度

3R 推進団体連絡会データ

1本当たり
平均重量



ガラスびん

指定PET
ボトル全体で



PETボトル

総量



紙製容器包装

削減率



プラスチック製容器包装

リサイクル率 ・ 回収率

平成25
年度

3R 推進団体連絡会データ

リサイクル率



ガラスびん

リサイクル率



PETボトル

回収率



紙製容器包装

再資源化率



プラスチック製容器包装



年次レポート2015

2015年8月発行

編集・発行
公益財団法人
日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル 2階
(企画広報部)
Tel.03-5532-8610
Fax.03-5532-9698
URL : <http://www.jcpra.or.jp/>

●禁無断転載